

岡山県立大学における研究費の不正使用防止等に関する行動規範

平成27年7月27日決定

岡山県立大学（以下「本学」という。）は学術研究の信頼性と公正性を確保するため、岡山県立大学における研究費の不正使用防止等に関する規程第10条第1項の規定に基づき、研究費の不正使用防止等に関する行動規範を次のとおり定める。

研究費の執行に携わる本学の教職員及び学生（以下「研究費執行者」という。）は、自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究費執行者は、研究費の原資が貴重な税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づいて適正かつ計画的・効率的に使用すること。
- 2 研究費執行者は、研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種要綱及び本学が定める使用ルール、その他関係法令・通知等による取扱等を遵守するとともに、使用に関する説明責任を果たすこと。
- 3 研究費執行者は、研究費の取扱いに関する研修等に参加し、関係法令や使用ルール等に関する知識の習得、事務処理手続の理解に努めること。
- 4 研究費執行者は、研究費の使用に当たり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動すること。